

豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験檢定ニ同一學科目ニ付出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ズ。

第二條第三項ノ規程ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ合セ出願シタル者ニ對スル手藝科ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニアラザレバ之ヲ行ハズ。

第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラントスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルベキ程度ヲ標準トシ國民道德要領、教育大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス。但シ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者若ハ小學校本科正教員ニ對シテハ本文國民道德要領及教育大意、修身科出願者ニ對シテハ國民道德要領、教育科出願者ニ對シテハ教育大意ノ試験ヲ行ハズ。

第十條 豫備試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス。

本試験ヲ行フベキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス。

第十一條 體操科中體操ノ試験檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ特ニ兵式ニ關スル教練ノ試験ヲ行ハズ。

體操科中擊劍及柔術ノ試験ハ女子ニ對シテハ之ヲ行ハズ。

- 一、陸軍歩兵科士官
- 二、陸軍歩兵下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者
- 三、女子

第十二條 日本史東洋史ノ檢定ヲ受ケタル者ニシテ日本史ノ一ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スベシ。

前項ノ證明ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其證明書ニ記載セザル部分ニ就キ本試験ヲ行フ。

第十三條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實ヲ發覺シタルトキハ其合格ヲ無効トスルコトアルベシ。

附 則

第十四條 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス。

(明治四十年改正令附則)

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行ス。(明治四十一年十一月改正令附則)

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。但第十一條及第一號書式ハ明治四十六年(即大正二年)四月一日ヨリ之ヲ施行ス。本令施行高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ本令施行ノ際現ニ高等女學校ノ技藝科專修科ニ在學スル者ノ檢定ニ關シテハ乃從前ノ規定ニ依ル明治四十五年四月以前ノ各種學校卒業者ニシテ文部大臣ニ於テ第五條第二號ニ該當スル者ト同等ノ學力アリト指定シタル者ハ明治四十八年(即チ大正四年)三月マデ試験檢定ヲ受クルコトヲ得。(明治四十五年三月改正)

第十五條 明治三十二年文部省令第五號第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル學校ニ現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修業年限ハ第七條第二ニ依ラザルコトヲ得。

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第五條及第六條ノ規定ニ拘ハラズ試験檢定ヲ受クルコトヲ得。但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル。

- 一、明治四十年四月二十五日現ニ師範校、中學校、高等女學校又ハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル實業學校ノ教員ノ職ニ在リタル者
 - 二、前號ニ該當スル者ニ對シテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者
- 第十七條 明治四十年文部省令第十三號ハ之ヲ廢止ス。
- 第十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(大正十年三月改正令附則)

本令施行前ニ於テ國語漢文ノ一ニ關シ成績佳良ノ證明書ヲ授與セラレタル者ニ對シテハ國語科若ハ漢文科ノ免許狀ヲ授與ス。

第一號書式(用紙美濃紙)

教員檢定願

本籍地

現住所

族稱



受験資格

氏

名

生 年 月

學科目

私儀師範學校中學校高等女學校教員志願ニ付キ前記ノ學科ニ就キ試験(無試験)檢定相
受度書類ヲ具シ此段相願候也

年 月 日

右

氏

名 印

文部大臣宛

〔記載注意〕

- 一、族稱ハ華士族ニ限リ記載スベシ
- 二、受験資格ハ最主要ノ事項ノミヲ記載スベシ
- 三、二科目以上併願ノ場合ト雖モ必ず一通ニ認ムベシ

四、出願者氏名ノ漢字ニハ振假名ヲ付スベシ

第二號書式(用紙美濃紙)

履 歷 書

氏

名

年 月 日 生

學 業

- 一、年月日何學校何科第學年ニ入學年月日何科卒業
- 二、年月日何教員免許狀受領

業 務

- 一、年月日何官職拜命若ハ何業ニ従業、年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廢業

賞 罰

- 一、年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク

身上ニ關スル事項

一、年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等

以上

年 月 日

右

氏 名 印

【記載注意】

- 一、學業ハ受験資格ニ關係アル事項ニ限り記載スベシ
- 二、教員免許狀ノ別紙ニ其寫ヲ添付スベシ
- 三、業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限り記載スベシ
- 四、賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限り記載スベシ
- 五、身上ニ關スル事項ハ族稱氏名ノ變更等身上ノ異同ヲ詳記スベシ
- 六、教員檢定ニ關スル規定第七條第五號ノ無試驗檢定出願者ニアリテハ本書式ニ準
シ學業業務賞罰ニ關スル事項ヲ詳記スベシ

第三號書式

證 明 書

本 籍

氏 名

年 月 日 生

右ハ年月日本校何科何學年ニ入學シ年月日同科ヲ卒業セル者ナルコトヲ證明ス

何學校長 氏 名 印

【記載注意】 學科ノ區別ナキ場合ニ在リテハ科名ヲ記載スルニ及バス

第四號書式

證 明 書

本 籍

氏 名

年 月 日 生

右ハ年月日本校ニ於テ施行ノ專門學校入學者檢定規定ニ依ル試驗檢定ニ合格セシ者ナ
ルコトヲ證明ス

年 月 日

何學校長 氏 名 印

第五號書式

證 明 書

本 籍

氏 名

年 月 日 生

右ハ年月日當廳ニ於テ何教員免許狀ヲ授與セシ者ナルコトヲ證明ス

年 月 日

地方長官 氏 名 印

第六號書式

證 明 書

本 籍

氏 名

年 月 日 生

右ハ年月日陸軍歩兵科下士官以後滿四箇年以上現役ニ服セシ者ナルコトヲ證明ス

年 月 日

官 職 氏 名 印

第七號書式(用紙美濃紙)記載方ハ別記身體檢査記載方心得ニ依ルベシ

身 體 檢 査 書

族 籍

何 某

年 月 日 生

一、體 格

- 一、身長
 - 一、體重
 - 一、胸圍
 - 一、中心視力、色盲、眼病
 - 一、聽力、耳疾
 - 一、呼吸器
 - 一、神經系
 - 一、皮膚
 - 一、言語
 - 一、既往現在ノ疾病又ハ畸形
- 右検査候處相違無之候也

年 月 日検査

何學校醫

何

某 印

(學校醫ニアラザル者ナルトキハ學位若ハ其資格ヲ記載スベシ)
別 記

身體検査書記載方心得

- 一、検査ノ表記及身長體重胸圍聽力等ノ検査方法ハ明治三十三年文部省令第四號學生々徒身體検査規定ニ準スベシ。
- 一、體格ノ强健ト稱スル者ハ發育營養共ニ佳良ニシテ其ノ身長(糎)ヲ以テ體重(斤)ヲ除シタル商〇、二六以上且無病ノ者ヲ指ス。
- 中等ト稱スルハ發育營養共ニ通常ニシテ其ノ身長(糎)ヲ以テ體重(斤)ヲ除シタル商〇、二六以上且無病ノ者ヲ指ス。
- 薄弱ト稱スル發育營養共ニ不十分ナルカ或ハ身長(糎)ヲ以テ體重(斤)ヲ除シタル商〇、二六未滿ナルカ或ハ強度ノ背柱灣曲、扁平胸狹小胸者ハ全身ノ健康ニ直接ノ關係アル慢性ノ疾患アル者ヲ指ス。
- 一、中心視力ハ「スネルレン氏」ノ試視力表ニ依リテ其記載方ハ「S.O.」ト記スベシ但遠

視若ハ近視ニアリテハ二十尺ノ距離ニ於テ二十號ヲ、明視シ得ル眼鏡ノ度ヲ記載スベシ。色盲ハ其ノ有無、若シ其ノ患アルモノハ何色盲ト記載スベシ。

一、呼吸器ハ理學的診斷ノ成績ヲ記載スベシ。

一、神経系ハ中樞若ハ末梢神經ニ障害ノ有無ヲ記載スベシ。

一、皮膚ハ主トシテ傳染症皮膚ノ有無ヲ記載スベシ若シ顔面等ニ現ハレタル皮膚病アルトキハ之ヲモ記載スベシ。

一、言語ハ明明吃噎聲等ヲ記載スベシ。

一、既往現在ノ疾病又ハ畸形ハ腦病、肺病、肋膜病、脚氣等ノ曾患肺病、心臟病、胃腸病等ノ現在及顯著ナル畸形ヲ記載スベシ。

最近貳拾年間
問題解説
文檢修身科提要終

最近貳拾年間
問題解説
文檢修身科提要

定價 金壹圓八十錢

昭和二年九月一日印刷

昭和二年九月五日發行

著者 保仙寅太郎

東京市神田區表神保町二番地

發行者兼印刷者 鈴木常次郎

大阪市東區博勞町五丁目五十六番地

發行者 鈴木常松

東京市神田區表神保町二番地
振替〇座(東京二六四四番)

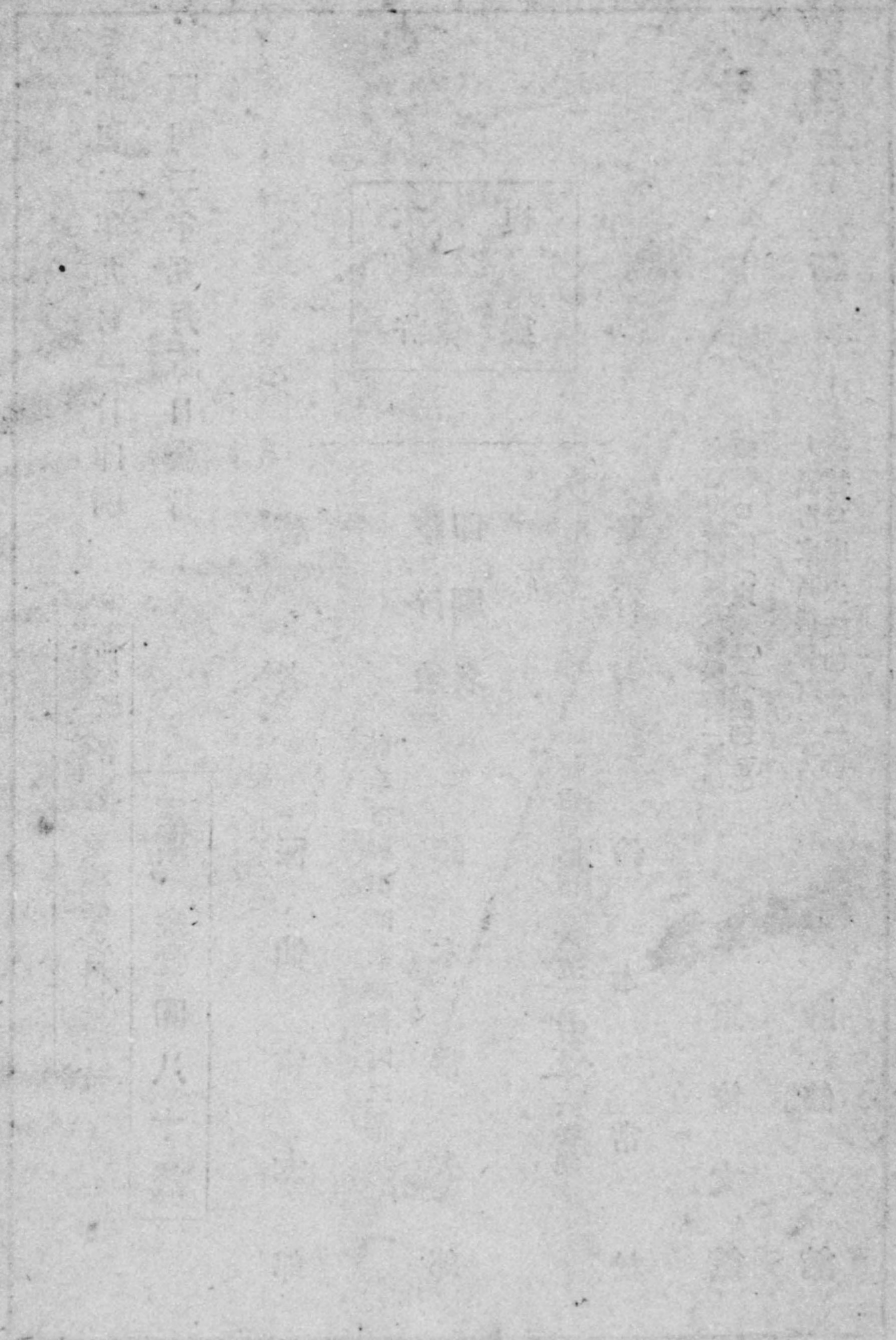
東京修文館

大阪市東區博勞町五丁目
振替〇座(大阪四七一番)

大阪修文館

不許
複製

215D-84



八

